



# 給油取扱所に係る法令改正がありました



## ① 固定給油設備を使用したガソリンの容器詰め替えについて

固定給油設備を使用したガソリンの容器への詰め替えが明確化されたことで、固定給油設備からガソリンを容器に詰め替えられる上限（200ℓ/日）がなくなりました。

※ 固定給油設備から軽油を容器に詰め替える上限（1,000ℓ/日）に変更はありません。

（令和5年12月27日施行）

## ② 固定給油設備を使用した軽油の車両に固定されたタンクへの注入について

固定給油設備から軽油を車両に固定されたタンクへ注入することができるようになりました。

※ 4,000ℓ以下のタンク（内部を2,000ℓ以下ごとに仕切ったもの）に限ります。

（令和5年12月27日施行）

## ③ 給油取扱所内に設置できる建築物の用途拡大について

これまで、給油取扱所内に設置できる建築物は、作業場、物販店舗及び飲食店に限定されていましたが、設置できる建築物の用途が拡大されました。

※ 具体例：映画館、図書館、教会、工場、駐車場、倉庫、事務所等（各用途の面積は300㎡以下）

（令和5年12月7日施行）

## ④ 給油取扱所の附随設備の追加について

給油取扱所の業務に必要な設備として、尿素水溶液（アドブルー）供給機及び急速充電設備が追加されるとともに、これらの設備の設置場所や設置方法（衝突防止措置等）についても定められました。

（令和5年12月7日施行）

## ⑤ 荷卸し中における固定給油設備及び固定注油設備の使用について

固定給油設備又は固定注油設備（以下「固定給油設備等」という。）に接続する専用タンクに危険物を注入（荷卸し）する際、以下の安全対策を講じた場合は、専用タンクに接続する固定給油設備等の使用を中止しないことができるようになりました。

① 固定給油設備及び固定注油設備のノズルに満量停止措置を設ける。

② 地下タンク又は簡易タンク及び危険物を注入する移動タンク貯蔵所に、コンタミ防止措置を設ける。

※ この基準を適用して給油取扱所の運用形態を変更する場合は、予防規程の見直しが必要となりますので、ご注意ください。

（令和5年12月27日施行）

## ⑥ 営業時間外における係員以外の者の出入り制限について

給油業務の営業時間外に係員以外の者を給油取扱所に入入りさせてはならないところ、以下の措置を講じた場合は、係員以外の者が給油取扱所の店舗等に入入りできることが明確化されました。

① 危険物を取扱う箇所（固定給油設備等）の周囲には、係員以外の者を近寄らせない措置を講じる。

② 危険物を取扱う設備（固定給油設備等）には、みだりに操作を行わせないための措置を講じる。

③ 係員以外が利用しない箇所及び設備には、係員以外の者を近寄らせないための措置を講じる。

※ この基準を適用して給油取扱所の運用形態を変更する場合は、予防規程の見直しが必要となりますので、ご注意ください。

（令和5年12月27日施行）

## 7 予防規程に定めなければならない事項の追加について

荷卸し中における固定給油設備の使用（上記5）及び営業時間外における係員以外の者の出入り制限緩和（上記6）を行う場合の保安措置等について、予防規程で定めることとされました。

（令和5年12月27日施行）

## 8 ガソリンの運搬容器（携行缶）の基準について

乗用車等でガソリンを運搬する容器（携行缶）は、金属製に限られておりましたが、プラスチック製の容器で次のいずれにも該当するものは、使用が可能になりました。

- ① UN規格で容器記号「3H1」が付されていること。
- ② 容量が10リットル以下であること。
- ③ 製造日から5年以内であること。



※ UN規格：危険物の国際輸送に関する国際勧告（UN規格）に適合した危険物運搬容器に表示するものです。

※ 3H1：ジェリカンであって材質がプラスチック、天板が固着式であることを示しています。

（令和6年3月1日施行）

今回の法令改正の詳細については、総務省消防庁のホームページからご確認ください。

★ 総務省消防庁ホームページ <https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/2023/>



澁川広域消防本部

担当：予防課 保安係

電話：0279-25-4193(直通)

FAX：0279-20-1203



